

3. お知らせ

小規模企業共済制度は、中小機構が運営する共済制度で、これまで、事業費用に充てるために国から交付されている運営費交付金に依拠して運営を行ってまいりました。他方、運営費交付金は、毎年一定額の削減が行われてきており、今後も削減が見込まれております。

また、中小機構では、事業費用の抑制に努めてまいりましたが、近年の契約者数の増大に加え、情報セキュリティ等のリスクへの対応や契約者サービスの向上等に取り組む必要があるため、今後、事業費用の増加が見込まれております。

このような状況から、ご契約者さまの資金を管理する「給付経理」から事業費用を管理する「業務等経理」への財源繰入れを可能とする、関係法令の改正が平成28年4月に行われました。

この改正で、法令で定められている予定利率に対応する基本共済金等の金額、掛金の税法上の取扱い等への影響はございません。

今後も引き続き、安全かつ効率的な運用・運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

中小機構のホームページでは、「手続き一覧」や「様式一覧」でお手続きや様式の入手方法をご案内しています。

小規模共済

検索

または

右のQRコードからアクセスできます。



050-5541-7171(共済相談室)

【受付時間】 平日:午前9時～午後6時

小規模企業共済 に関するお知らせ

～ご契約者のみなさまへ～

現在、ご契約されております小規模企業共済制度につきましては、平成8年4月の制度導入以来、初めて付加共済金が支給されることとなりましたので、お知らせいたします。

- このお知らせに関して、必要な手続きはございません。
- このお知らせは、平成30年5月末現在のご契約者のみなさまにお送りしています。

(目次)

- 1. 付加共済金の支給率について…………… 2
- 2. 付加共済金の計算方法…………… 3
- 3. お知らせ…………… 4



中小企業と地域振興を
もっとサポート

中小機構

1. 付加共済金の支給率について

平成30年度付加共済金の支給率について

小規模企業共済制度では、予定利率（1%）に対応した固定額の基本共済金に加え、平成8年4月の制度改正以降、毎年度の運用収入等に応じて、付加共済金を支給することとなっています。なお、平成8年度から平成29年度までの付加共済金の支給率は0となっています。

中小企業政策審議会での審議を経て、経済産業大臣により、小規模企業共済制度の平成30年度付加共済金の支給率が「0.00036」と告示されたことから、制度導入以来、初めて付加共済金が支給されることになりました。

これにより、例えば、平成30年度時点の仮定共済金が1,000万円となる共済契約者には、平成30年度付加共済金として、3,600円が上乗せされます。具体的な計算方法につきましては、右ページをご参照ください。

なお、平成30年度付加共済金は、平成30年度中に納付期間が36カ月以上となる共済契約者が対象となり、平成30年度以降に事由*（個人事業の廃止、会社の解散、共済契約者の死亡等）が発生し、脱退したときに、基本共済金に上乗せされて支給されます。

※解約事由（自己都合による解約等）には付加共済金がつきません。
※本書状が届いた方で、平成30年4月以降に解約事由以外で脱退された方は、付加共済金が算定されておりますので、ご安心ください。

2. 付加共済金の計算方法

付加共済金は、基準月ごとの付加共済金と脱退端数月分の付加共済金との合計金額になります。

基準月ごとの付加共済金の求め方

基準月における仮定共済金×基準月の属する年度の支給率

- ・ 基準月…掛金納付月数が36+12×n(n:整数)となる月
- ・ 仮定共済金…基準月で脱退すると仮定した場合の基本共済金
- ・ 毎年度の支給率…運用収入等に応じて、その年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて、経済産業大臣が定める率

脱退端数月分の付加共済金の求め方

脱退時における基本共済金×脱退年度の支給率×脱退端数月/12月

- ・ 脱退端数月…その掛金区分の最後の基準月から脱退月までの掛金納付月数

具体的なケース

- 平成25年12月に、掛金月額10,000円で加入
- 平成30年度付加共済金の支給率が「0.00036」に決定
- 平成35年11月に、A共済事由で脱退

基準月	仮定共済金 (共済金Aの場合)	平成30年度 付加共済金の支給率
平成30年11月 (60月)	621,400円	0.00036

基準月の付加共済金: $621,400 \text{円} \times 0.00036 = \underline{223.70 \text{円}}$
(平成30年11月)

脱退時の基本共済金: 1,290,600円
(平成35年11月)

共済金: $1,290,600 \text{円} + 223.70 \text{円} = \underline{1,290,824 \text{円}}$

※実際には掛金月額を500円ごとに区分して計算します。